

## 確定拠出年金の受給開始時期の選択肢拡大および加入可能年齢の引上げ等に伴う関係省令案等の意見募集開始について

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

### ポイント

- ▶ 6月25日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」および「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案」等に関する意見募集※1※2が開始されました。
- ▶ 主な省令および通知案の内容は、以下のとおりです。
  1. DCの受給開始時期の選択肢拡大に伴う措置
  2. DCの加入可能年齢の引上げに伴う措置
  3. DCの脱退一時金の見直しに伴う措置
  4. ポータビリティの拡充（企業型DC⇒通算企業年金、終了DB⇒iDeCoへの移換）に伴う措置
  5. 企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和に伴う措置
  6. 企業型DCの運用方法の除外に関する事項

※1 [「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に関する意見募集について](#)

※2 [「確定拠出年金制度について」の一部を改正する通知案」等に関する意見募集について](#)

### 意見募集締切日・公布日・施行期日

- ▶ 意見募集締切日：2021年7月24日
- ▶ 公布日・発出日：上記項目1～5は、2021年8月下旬予定  
上記項目6を含む通知発出は、7月予定
- ▶ 施行期日：項目毎に順次施行（次頁以降参照）

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 省令案等の概要

改正項目	省令案等の改正概要	施行日
(1)DCの受給開始時期の選択肢拡大に伴う措置	<p>【退職所得控除の計算に関する情報提出】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職手当等の支払いに際し、届出が必要となる対象年齢を次のように変更           <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>事業主が、企業型記録関連運営管理機関へ通知する企業型DC加入者等の年齢範囲を「46歳以上」から「41歳以上」に変更</u></li> <li>② iDeCo加入者が、国民年金基金連合会に届出を行う対象となる年齢範囲を「46歳以上」から「41歳以上」に変更</li> </ul> </li> </ul>	2022年4月1日
(2)DCの加入可能年齢の引上げに伴う措置	<p>【60歳までの加入者等期間を有しない者の支給時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>60歳までの通算加入者等期間を有しない者は、企業型DC加入者となった日又は企業型DC加入者であった者が60歳に到達した日のいずれか遅い日から起算して5年を経過した日以降に老齢給付金の支給を請求できるものとする</u>(iDeCo加入者等についても同様の改正を実施)</li> </ul> <p>【資格喪失日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年齢に関する加入資格を規約に定めた場合、当該年齢に到達することによって当該資格を喪失したときは、<u>喪失に至った日を資格喪失日</u>とする</li> </ul> <p>【一定年齢未満を定める場合】 (法令解釈通知および規約承認基準の改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加入資格に「一定の年齢未満」とすることを定める場合、<u>「60歳未満」とすることはできないものとする</u></li> </ul>	2022年5月1日
	<p>【記録関連運営管理機関の間での情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>60歳以上で企業型DC加入者の資格を取得した場合、企業型記録関連運営管理機関等(記録関連業務を行う事業主を含む)は、他の企業型記録関連運営管理機関等に対し、当該加入者が企業型DCの老齢給付金の受給権を有するか否か等の情報提供を求めるものとする</li> <li>老齢給付金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、他の企業型記録関連運営管理機関等に対し当該請求を行った者に係る企業型DC加入者の資格の有無に係る情報の提供を求めることができる</li> </ul>	



発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

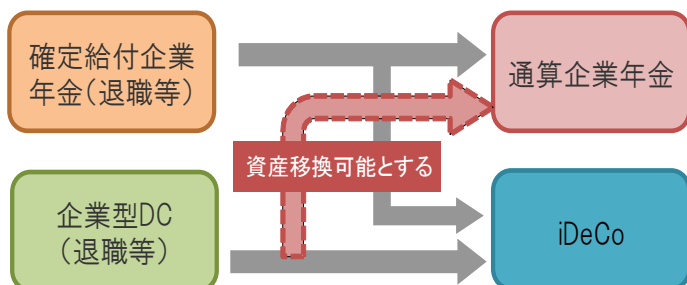
※本件に関するご照会は営業担当までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認ください。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 省令案等の概要(続き)

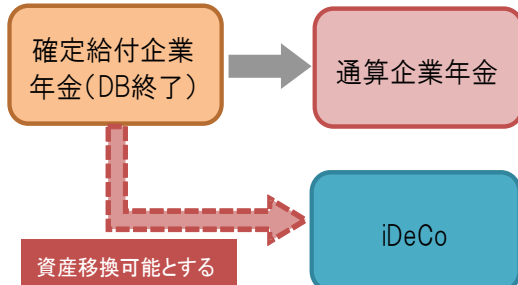
改正項目	省令案等の改正概要	施行日
(3)DCの脱退一時金の見直しに伴う措置	<p>【記録関連運営管理機関間での情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>iDeCoの支給要件を満たしていれば、企業型DCからの脱退一時金の受給が可能となることに伴い、企業型DCの脱退一時金の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、他の企業型記録関連運営管理機関等、個人型記録関連運営管理機関又は国民年金基金連合会に対し、当該請求の裁定に必要な情報提供を求める</li> </ul>	2022年5月1日
(4)ポータビリティの拡充に伴う措置	<p>【企業型DC⇒通算企業年金に伴う情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型DCから企業年金連合会(通算企業年金)への移換を可能にするに伴い、以下の変更を行う             <ol style="list-style-type: none"> <li>移換の申出は 企業型記録関連運営管理機関等を通じて行う</li> <li>移換の申出を受けた 企業型記録関連運営管理機関等は、企業型DC加入者であった者に係る氏名等を記載した書類又は磁気ディスク等を企業年金連合会に提出する</li> </ol> </li> </ul> <p>【終了DB⇒iDeCoへの移換に伴う情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>DBの残余財産をiDeCoへ移換可能とすることに伴い、移換の申出を受けた清算人は、終了DBの加入者等の氏名等を記載した書類又は磁気ディスク等を国民年金基金連合会に提出する</li> </ul>	2022年5月1日

### 【ご参考】ポータビリティの拡充

【企業型DCから通算企業年金への移換が可能に】



【終了したDBからiDeCoへの移換が可能に】



発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

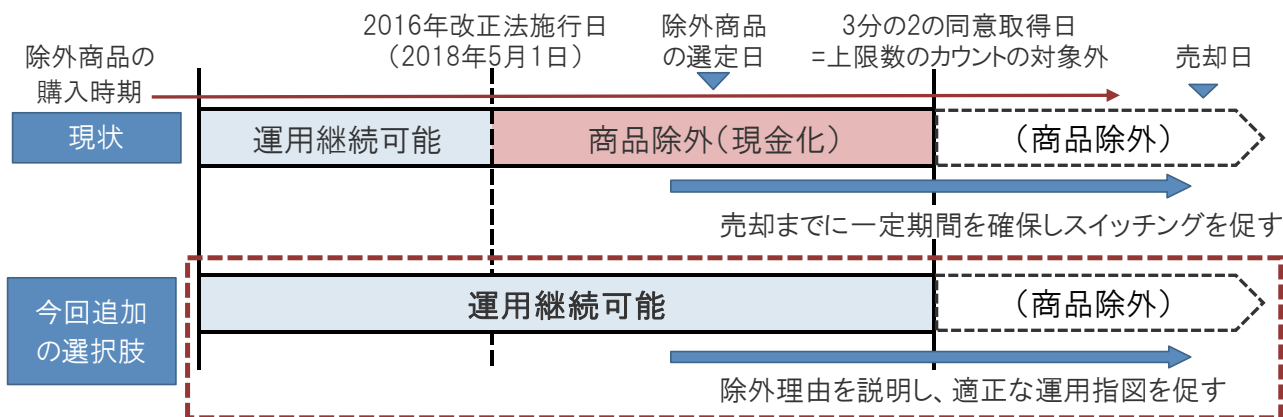
※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

## 省令案等の概要(続き)

改正項目	省令案等の改正概要	施行日
(5)企業型DC加入者のiDeCo加入要件の緩和に伴う措置	<p>【拠出区分の規約への記載】 (規約承認基準の改正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業主掛金について、掛金拠出単位期間を毎月拠出とする方法以外により拠出する場合又は拠出限度額を超えて拠出する拠出区分期間がある場合のいずれかに該当するときは、<u>その旨を規約に定めること</u></li> </ul> <p>【記録関連運営管理機関による情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業型記録関連運営管理機関等は、次の事項を電子通信回線を通じて企業型DC加入者が閲覧できる状態に置かなければならない <ul style="list-style-type: none"> <li>①企業型DCの事業主掛金の情報</li> <li>②企業型DC加入者掛金の情報</li> <li>③iDeCo加入者掛金の拠出に資する情報等</li> </ul> </li> <li>企業型DC運用指図者、iDeCo加入者及びiDeCo運用指図者についても、上記に準じた改正を行う</li> </ul>	2022年10月1日
(6)企業型DCの運用方法の除外に関する事項	<p>【企業型DC運用方法にかかる除外方法の追加】 (法令解釈通知の改正案)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に保有している<u>運用方法の売却を伴わない方法により除外することを可能とする</u></li> </ul>	通知発出日

### 【ご参考】運用商品除外方法の追加

- 2016年改正において、商品選択者の3分の2以上の同意で運用商品の除外が可能となったが、同意取得日までの掛金部分については現金化する必要があった(施行日前の掛金部分は、運用継続可能)
- しかし、改正法施行日に遡って現金化することは、除外を同意していない者について意図しない売却を伴い、投資信託での時価変動や、保険商品での解約金が発生する等の課題があったため、過去分の現金化を伴わない将来分のみを除外(「閉鎖型」)する選択肢を追加するもの



発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。